

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 1. 対象について

No	内容	質問	回答
1-1	対象について	今回の支援金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。	今回の支援対象は、県に指定・指導権限があり、かつ、県から指定を受けた事業所等を対象としています。
1-2	対象について	政令指定都市(福岡市、北九州市)又は中核市(久留米市)に所在している施設ですが、対象とならない理由を教えてください。	政令指定都市(福岡市、北九州市)や中核市(久留米市)に所在する事業所等は、指定・指導権限が各市にありますので、本県の支援の対象外としています。
1-3	対象について	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施していますが、それぞれ対象となりますか。	「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。
1-4	対象について	複数のサービス((例)児童発達支援と放課後等デイサービスなど)において、定員を通じて定めている場合は、それぞれの定員について対象となりますか。	複数のサービスにおいて定員を通じて定めている事業所は、いずれか一つのサービスでの申請とします。両方のサービスで申請することはできません。「児童発達支援と放課後等デイサービスを通じて10人」としている場合は、「児童発達支援10人」と入力してください。「児童発達支援10人かつ放課後等デイサービス10人」という申請はできません。
1-5	対象について	児童発達支援(児童発達支援センターを含む)又は放課後等デイサービスを実施し、併せて居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、それぞれ対象となりますか。	質問にあるサービスを実施している場合は、「通所系」又は「訪問系」いずれか一つの分類での申請とします。
1-6	対象について	「訪問系」のサービスを複数実施していますが、それぞれのサービスについて対象となりますか。	「訪問系」については、実施しているサービスの数に関わらず、1事業所としての申請とします。
1-7	対象について	同じ「訪問系」の事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の事業所等は、介護分で申請をお願いします。介護分と障がい分を重複しての申請はできません。
1-8	対象について	同じ法人内で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを提供していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	同じ法人内でも同一事業所でない場合はそれぞれ申請できます。同一事業所の場合は、No.1-7のとおり介護分での申請をお願いします。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 1. 対象について

No	内容	質 問	回 答
1-9	対象について	就労定着支援のサービスを実施していますが、申請書のサービスに記載がないですが、どのように申請すればよいですか。	就労定着支援を実施している事業所は、生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援A型、B型のいずれかのサービスでの申請とします。
1-10	対象について	自立生活援助のサービスを実施していますが、申請書のサービスに記載がないですが、どのように申請すればよいですか。	自立生活援助を実施している事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれかのサービスでの申請とします。
1-11	対象について	共生型障がい福祉サービス等を実施していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	共生型障がい福祉サービス等を実施している事業所は、障がい分の対象からは除きます。介護分で申請をお願いします。
1-12	対象について	現在休止中の事業所ですが、対象となりますか。	令和7年1月1日において現存している事業所等であり、かつ、支援対象期間にサービス提供を実施している事業所が対象となりますので、休止事業所であっても要件を満たせば支援の対象となります。
1-13	対象について	「通所系」と「訪問系」を両方実施していますが、両方のサービスで申請は可能ですか。	可能です。 ただし、児童発達支援(児童発達支援センターを含む)又は放課後等デイサービスを実施している事業所が、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、「通所系」又は「訪問系」いずれか一つの分類で申請をお願い致します。
1-14	対象について	「入所系」と「訪問系」を両方実施していますが、両方のサービスで申請は可能ですか。	可能です。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 2. 支援額について

No	内容	質 問	回 答
2-1	支援額について	入所系、通所系、訪問系の単価の設定方法について教えてください。	令和6年8月～10月、及び令和7年1月～3月の電気代(高圧・低圧)、食材費の上昇率を見込んで算出しています。
2-2	支援額について	入所系、通所系は定員ですが、訪問系が事業所単位の理由を教えてください。	入所系・通所系は、定員によって事業所の規模が異なり、運営費等に差が生じるため、それぞれの定員を単位としています。訪問系は定員がないため、事業所単位としました。
2-3	支援額について	令和7年1月1日の定員と実際の入所者(利用定員)が違う場合、実際の入所者(利用定員)で申請できますか。	事業所等の規模は、定員によって左右されるため、定員での申請をお願いします。なお、申請の人数が指定・届出人数と違う場合、事務局から事業所等に連絡し、内容を確認させていただきますのでご了承ください。
2-4	支援額について	申請前に変更届出等で定員(利用定員)を変更することは可能ですか。	定員は令和7年1月1日時点としていますので、申請前に変更されても、令和7年1月1日時点の定員で算定した支援金の給付となります。
2-5	支援額について	通所系①と通所系②で単価が異なる理由を教えてください。	通所系②では、食材費への影響が少ないものと整理したため、単価が異なります。
2-6	支援額について	前回よりも単価が下がった理由を教えてください。	今回の各単価は令和6年8月～10月、及び令和7年1月～3月の電気代(高圧・低圧)、食材費の物価上昇率を見込んで算出しています。
2-7	支援額について	対象月の請求書で、低圧→高圧にもしくは、高圧→低圧に区分が変更になった場合はどちらを基準に申請したらいいですか？ 例)R6 8月～10月分の請求書で、9月から低圧→高圧に変更(請求額も上昇)	令和6年8月～10月、令和7年1月～3月使用分のいずれかの月のものを添付していただければ、どちらでも構いません。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 3. 申請方法について

No	内容	質 問	回 答
3-1	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	送付したメールや県ホームページに申請書(Excel版及びPDF版)を添付及び掲載していますので、ダウンロードしていただき、記入例を参考にご記入ください。記入後は郵送で、事務局(送付先はホームページ等に掲載)にお送りください。
3-2	申請方法について	添付資料はどのようなものが必要ですか。	①口座の通帳の写し等(必須) ※口座内容(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナの全て)が分かるもの ②電気料金請求書等の写し(高圧・低圧共に) ※高圧・低圧の種別が明確にわかるもの かつ 令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月のいずれかの月のもの ※訪問系事業者は除く ①～②を貼付台紙に貼付け、申請書と内訳書と併せてお送りください。
3-3	申請方法について	定員(利用定員)がわかる資料は添付しなくていいですか。	皆様からの届出や指定状況など、県が管理している台帳システムで令和7年1月1日時点の定員(利用定員)が確認できますので、添付は不要です。
3-4	申請方法について	メールやFAXでの申請はできますか。	今回は郵送のみの対応とさせていただきます。 お手数ですが、郵送で事務局にお送りください。
3-6	申請方法について	郵送に簡易書留などの指定はありますか。	普通郵便でも差し支えありません。 こちらから指定はいたしません、追跡できるもので送付いただくのが望ましいと思われます。
3-7	申請方法について	送る前に控えなど、残しておいた方がいいですか。	事務局から連絡する場合がありますが、いただいた書類は返却いたしませんので、申請書の写しや、電子データを残しておいていただきますようお願いします。
3-8	申請方法について	申請書に誤りがある場合はどうなりますか。	事務局から事業所等に連絡し、内容を確認の上、事務局側で修正が可能な場合は事務局にて修正を行う予定です。 修正が難しい場合は、再送いただくこととなります。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 3. 申請方法について

No	内容	質問	回答
3-9	申請方法について	高圧電力とはどのような電力のことですか。	本支援金では、高圧電力とは契約電力が $\geq 50\text{kw}$ 以上、または供給電圧が $\geq 6,000\text{V}$ 以上の電力のことを指します。
3-10	申請方法について	低圧電力とはどのような電力のことですか。	本支援金では、低圧電力とは契約電力が $\geq 50\text{kw}$ 未満、または供給電圧が $\geq 200\text{V}$ 以下の電力のことを指します。
3-11	申請方法について	電力を法人で一括して契約している場合、支援の対象になりますか。	電力契約に含まれている事業所等(入所系、通所系)それぞれについて支援を行います。なお、請求書、検針票等の写しを提出する際、一括契約に含まれる事業所等を貼り付け台紙に明記してください。
3-12	申請方法について	振込口座に個人名義の口座を利用できますか。	利用できません。個人名義の口座ではなく、法人もしくは事業所名義の口座を記入してください。
3-13	申請方法について	提出書類のチェック欄で電気料金請求書等の写しが訪問のみ必要ないのはなぜでしょうか。	今回の支給で訪問系サービスは、高圧・低圧関係なく支給対象となっている為不要となっています。
3-14	申請方法について	添付書類に漏れがあり、低圧区分になってしまったが、高圧を確認できる明細書が見つかった。今から変更してもらうことは可能か？	申請後の変更はできません。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 4. 記入方法について

No	内容	質 問	回 答
4-1	記入方法について	申請書や内訳書は、どのように記入したらいいですか。	今回の支援金の申請書及び内訳書は、Excel版の水色及び薄橙色のセルを入力いただくようになっています。 なお、記入例を作成していますので、併せてご確認ください。
4-2	記入方法について	内訳書や通帳貼付用紙のデータが見当たりませんが、どこにありますか。	Excel版の場合は、データを開くと、下の方に「桃色」と「緑色」があります。それぞれ「桃色」が内訳書、「緑色」が貼付用紙となっています。 PDF版の場合は、2ページ目が内訳書、3ページ目以降が貼付用紙となっています。
4-3	記入方法について	申請書や内訳書は、手書きで記入してもいいですか。	手書きでも構いませんが、できるだけパソコン等で入力くださいますようお願いいたします。
4-4	記入方法について	事業者番号がわからない場合は、どうすればよいですか。	事業者番号は40から始まる10桁の番号です。指定通知書等でご確認いただき、必ず記入くださいますようお願いいたします。
4-5	記入方法について	Excel版の申請書や内訳書の中で、色がついていない部分をクリックしても選択できません。どうすればよいですか。	水色及び薄橙色のセル以外には数式等が入っており、水色及び薄橙色のセルを入力すると自動的に数字や文字が表示されるようになっていますので、水色及び薄橙色のセルにのみ入力してください。 なお、数式等に誤って上書き入力されるのを防止するために、水色及び薄橙色のセル以外は選択できないように設定しています。
4-6	記入方法について	給付決定通知書の送付先を法人の住所ではなく、事業所の住所に送ってほしいのですが、可能ですか。	給付決定通知書の送付先は、申請書の法人住所(通知書送付先)の欄に記入いただいた住所に送付しますので、送付を希望する住所を法人住所(通知書送付先)の欄に記入してください。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい福祉サービス事業所等分) 5. 申請後の手続きについて

No	内容	質 問	回 答
5-1	申請後の手続きについて	申請後、どのような手続きが必要ですか。	申請いただいた後は、県及び事務局でお振込みの手続きを行い、概ね申請いただいた月の翌々月頃にお振込みを行う予定としています(不備対応中のものは除く)。また、お振込みと併せて、申請書に記入いただいた住所へ、郵便にて給付決定通知書をお送りします。
5-2	申請後の手続きについて	実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。	今回は用途を限定した補助ではないため、実績報告や仕入控除税額の報告は不要です。